

初回認定申請時のみ提出

閲覧対象外書類

初回認定申請時のみ提出

閲覧対象外書類

寄附者の氏名等は、
全て架空です。

寄 附 者 名 簿

寄附者名簿については、可能な限り表計算ソフト等で作成する
(名寄せ作業等を容易にするため)。

寄 附 者 名 簿

法人名	特定非営利活動法人 びわ湖なまずの会	事業年度	平成25年4月1日～平成26年3月31日
-----	--------------------	------	----------------------

法人名	特定非営利活動法人 びわ湖なまずの会	事業年度	平成26年4月1日～平成27年3月31日
-----	--------------------	------	----------------------

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日	備 考※
1 (株)B空調設備	大津市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	400,000円	25・4・3	
2 T製本所(株)	草津市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	25・4・3	
3 琵琶湖 太郎	大津市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	100,000円	25・4・3	法人の役員
4 琵琶湖 タキ	大津市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	50,000円	25・4・3	3と寄附者と生計を一にする
5 募金箱	-	20,000円	25・4・3	
6 石山 満子	野洲市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	500円	25・5・1	
7 大津 三郎	守山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	50,000円	25・5・10	法人の役員
8 〇〇納豆本舗(株)	甲賀市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	25・5・20	
9 草津 由香	草津市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	500円	25・5・25	
10 募金箱	-	20,000円	25・6・1	
11 大津 淳子	湖南市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	100,000円	25・6・2	7と寄附者と生計を一にする

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日	備 考※
1 募金箱	-	30,000円	26・4・1	
2 T製本所(株)	米原〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	26・4・1	
3 湖西 一郎	彦根市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2,000円	26・4・1	
4 (財)〇〇〇	東近江市〇〇〇〇〇〇〇〇〇	1,000,000円	26・4・3	
5 八幡 春江	愛荘町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2,000円	26・5・1	
6 八幡 春雄	豊郷町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2,000円	26・5・1	5と寄附者と生計を一にする
7 琵琶湖 太郎	大津市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	50,000円	26・5・15	法人の役員
8 琵琶湖 タキ	大津市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	50,000円	26・5・15	7と寄附者と生計を一にする
9 (株)B空調設備	甲良町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	300,000円	26・5・20	
10 大津 三郎	守山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	50,000円	26・6・1	法人の役員
11 募金箱	-	30,000円	26・6・2	

15 募金箱	-	20,000円	25・8・1	
16 (株)Mメンテナンス	東近江市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	25・8・2	
17 Y電気(株)	高島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	25・8・10	
18 近江 典孝	甲賀市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	500円	25・9・1	
19 N電化サービス(株)	日野町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	25・9・20	
20 募金箱	-	20,000円	25・10・1	
21 (株)B空調設備	竜王町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	400,000円	25・11・1	
22 (財)〇〇〇	彦根市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	1,000,000円	25・12・1	
23 滋賀 次郎	栗東市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	100,000円	25・12・10	法人の役員
24 C水道設備(株)	竜王町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	26・1・25	
25 募金箱	-	20,000円	26・2・1	
26 K建設設備(株)	湖南市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	26・2・2	
27 A電気(株)	近江八幡市〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	26・3・31	
28 (株)S	野洲市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	26・3・31	
29 (株)M商事	日野町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	26・3・31	
30 F商事(株)	東近江市〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	26・3・31	
合 計		2,800,000円		

15 募金箱	-	30,000円	26・8・1	
16 A建設(株)	日野町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	26・8・2	
17 C電気(株)	野洲市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	200,000円	26・8・10	
18 長浜 タキ	甲賀市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	500円	26・8・25	
19 募金箱	-	30,000円	26・10・1	
20 虎姫 雪子	湖南市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2,000円	26・10・16	
21 (株)B空調設備	近江八幡市〇〇〇〇〇〇〇〇	90,000円	26・11・5	
22 (財)〇〇〇	竜王町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	500,000円	26・12・1	
23 河毛 太陽	不明	150,000円	26・12・20	
24 募金箱	-	30,000円	27・2・1	
25 高月 もみじ	多賀町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2,000円	27・2・10	
26 木之本 さくら	長浜市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2,000円	27・2・10	
27 滋賀 次郎	栗東市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	100,000円	27・3・1	法人の役員
28 (株)×●産業	竜王町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	27・3・31	
29 Aライオンズクラブ	日野町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5,000円	27・3・31	
30 Kエンジニアリング(株)	草津市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	260,000円	27・3・31	
合 計		3,700,000円		

(注意事項)

・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません(法44②、51⑤、58②)。
 ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります(法54②)。

(注意事項)

・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません(法44②、51⑤、58②)。
 ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります(法54②)。